

指令車（警防1号車）
仕様書

令和8年度
戸田市消防本部

第1章 総則

1 目的

この仕様書は、戸田市消防本部（以下「当本部」という。）が令和8年度に製作する警防車（以下「車両」という。）1台のシャシ及び艤装並びに取付品等に関する仕様について必要な事項を定める。

2 納期等

- (1) 受注者は、関東運輸局の行う新規登録検査のための手続きを代行し、検査に合格した車両を納入すること。なお、納入に係る一切の費用は受注者が負担すること。ただし、自動車損害賠償責任保険、自動車重量税及びリサイクル料は当本部が負担する。
- (2) 納入期限は、令和9年3月31日（水）までとする。ただし、社会情勢等により車両製作に係わる部品や資機材等の供給がない場合は納期について協議に応じることができる。
- (3) 納入場所は、戸田市大字新曽1875-1 戸田市消防本部とする。

3 車両条件

- (1) 車両は、ワンボックスハイルーフタイプの両側スライドドアとする。
- (2) 消防車両としての構造及び性能を有すること。
- (3) 車両本体並びに艤装品は、走行時及び操作時の振動に耐えうるものであり、耐久性に富むものを使用すること。
- (4) 製作に使用するすべての資機材は、最新型で新品を使用すること。
- (5) 使用取扱上の安全性及び操作性を考慮すること。
- (6) 清掃、点検、整備及び調整が安全、かつ容易に行えるよう考慮すること。

4 適用法令

車両は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)、その他関係のある法令に適合し、緊急自動車として承認が得られるものとする。

5 事故防止

車両の取扱いにあたっては、事故防止に万全を期すこと。万一、事故が発生した場合は、速やかに当本部に報告するとともに、その被害等について一切の責任を負うこと。

6 納車講習

受注者の責任において次の事項の講習を実施すること。

- (1) 車両の納車に伴い、取扱説明書等による各装置の構造、使用方法、使用上の注意事項及び点検整備方法等の説明を行うこと。
- (2) 実車による操作説明を行うこと。

- (3) 講習日時、場所、項目及び回数については、納車前に当本部と協議すること。
- (4) 講習に係る費用は受注者が負担すること。

7 保証

- (1) 車両の保証期間は、完成検査後1年間とする。ただし、メーカーの公表する保証期間が1年間を超えるものについては、その期間とする。
- (2) 保証期間内は、受注者の責任において無償で修理、改修及び交換等の必要な措置を講ずること。また、保障期間後であっても設計、製作及び材質不良等に起因する事故等の問題が生じた場合は、無償にて取替え、リコール基準等に基づきメーカーの責任をもって修復すること。

8 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項についても、取扱上必要と認められる場合は工作すること。
- (2) 仕様書の内容について、疑義が生じた場合は、当本部と協議のうえ解釈すること。

第2章 提出書類

次に指示する書類を当本部に提出すること。

- 1 受注者は、車両受注後、速やかに当本部と製作上の細部にわたり十分な打合せを行ったうえで、次の書類を各2部、A4版ファイルに綴じ込み当本部に提出し、承認を受けた後、艤装を行うこと。
 - (1) 製作工程表（中間検査、完成検査予定日を記入すること。）
 - (2) 車両外観図面（前面、右面、左面、後面、上面）
 - (3) 艤装図面
 - (4) 艤装諸元明細書
 - (5) 艤装関係配線図（電気系統図）
 - (6) 取付品及び付属品の配置図
 - (7) 装備、資機一覧表並びに品名、数量、会社名、所在地及び連絡先を記載した購入先予定表
 - (8) その他当本部が指示するもの
- 2 新規登録検査後に次の書類を当本部に1部提出すること。
 - (1) 自動車検査証の写し
 - (2) 自動車損害賠償責任保険証の写し
 - (3) 預託証明書（リサイクル券）の写し
 - (4) 車両4面図（前面、左面、右面、後面）
 - (5) 譲渡証明書の写し
- 3 車両納車時に次の関係図書を当本部に2部提出すること。

- (1) 車両外観図面（前面、右面、左面、後面、上面）
- (2) 艤装図面
- (3) 車両取扱説明書及び点検整備要領
- (4) 取付品、車両装備品等取扱説明書及び関係図書
- (5) 積載資機材等の取扱説明書
- (6) 構造計算書
- (7) 自動車改造計算書
- (8) 作成工程写真
- (9) 電気配線図及び電気容量計算書
- (10) 車両及び積載品等の写真
- (11) その他当本部が指示するもの

4 検査

- (1) 検査は、中間検査及び完成検査とする。
- (2) 検査を受けるときは、検査日時、場所及び要領を記載した検査依頼書を検査予定日の14日前までに提出すること。
- (3) 検査は、仕様書及び設計図書に基づき行うものとする。
- (4) 検査当日は、営業担当者及び設計担当者が必ず立ち会うこと。
- (5) 検査の結果、当本部が不適と判断した箇所は、直ちに改修し、再検査を受けること。

第3章 仕様

1 シャシ

- (1) シャシは、最新型式のものを使用すること。
- (2) シャシは重量軽減を図り、前後輪荷重及び左右荷重のバランスを考慮すること。
- (3) リアサスペンションは強化サスペンションとすること。
- (4) 内装は、断熱性及び遮熱性に優れた内装材を使用すること。
- (5) 車両の主要諸元及び性能は次のとおりとする。

ア	全長	5,100mm以下
イ	全幅	1,800mm以下
ウ	全高	2,600mm以下
エ	形状	ワンボックス 標準幅 ハイルーフタイプ スーパーロング 両側スライドドア
オ	乗車定員	5名以上
カ	車両総重量	3,500kg未満
キ	エンジン	ガソリンエンジン
ク	燃料	無鉛レギュラーガソリン
ケ	駆動方式	四輪駆動
コ	ミッション	オートマチック
サ	最高出力	108kw以上

シ 排気量	2,400cc以上
ス ブレーキ	アンチロック装置付ブレーキ
セ タイヤ	ラジアルタイヤ(スペア含む)
ソ エアコン	前席及び後部操作可能式
タ 操舵装置	右ハンドルパワーステアリング
チ オルタネーター	12V - 130A 以上
ツ ルームミラー	デジタルインナーミラー
テ その他	寒冷地仕様

(6) 運転席及び助手席は、S R Sエアバックシステムを装備すること。

2 ドア

- (1) 車両のドアは運転席及び助手席のほか、両側面をスライドドアとし助手席側はイージークローザー付式とし、背面はイージークローザー付の跳ね上げ式とすること。
- (2) 運転席及び助手席のガラスは、パワーウインドとすること。
- (3) 各ドアには、運転席で操作できる集中ドアロック装置を設けること。
- (4) 遠隔操作リモコン装置により、ドアの開錠施錠が車両周囲から操作できるようにすること。
- (5) 各ドア、開放時、後方からの照明照射に有効な位置に追突防止用反射テープを貼付すること。
- (6) 各ドアの内装は、標準品とすること。
- (7) 各ドアの踏み込み部分には、アルミ保護板及び滑り止め等を設けること。
- (8) 助手席用サイドミラーを取付けること。

3 窓

- (1) 前席3面を除き、窓ガラスはメーカー純正のスモークガラスとすること。
- (2) 前席3面を除き、カーテンを取付けること。ただし、取付位置は当本部と協議すること。

4 床

- (1) 後部車室の床面は、ロンリウム張りとすること。
- (2) 内装色と調和する色調とすること。
- (3) 運転席及び助手席の床面は、フロアマット敷きとすること。

5 電気関係

- (1) 電気装置については、直流12V マイナスアース式とする。
- (2) バッテリーの容量は、停車中であっても電装品等の同時使用に十分耐えられる容量とすること。
- (3) バッテリーの配線は、バッテリーの点検及び交換が容易にできるよう余裕を持たせ、保護カバーが配線を圧迫しないように敷設すること。
- (4) 配線は容量十分なケーブルを使用し、天井及び側板内等に敷設すること。

- (5) 電装品は、無線障害の少ないものを使用すること。
- (6) 艀装各部の電装スイッチは、集中型操作スイッチとし、ダッシュボード中央付近に機能区別を表示し設けること。
- (7) 標準及び増設のヒューズボックスについては、表面に容量、名称等を表示すること。
- (8) 電気配線を天井及び側板内に行う場合は、必要な箇所に点検口を設けること。
- (9) 電流計及び電圧計を運転席または助手席付近に設けること。

6 冷暖房装置

- (1) メーカー標準品を取付けること。
- (2) キャビン及び後部車室を冷暖房できること。
- (3) コントロールスイッチは、運転席及び後部車室の操作し易い位置に取付けること。

7 座席

- (1) 前部車室の座席は、メーカー標準品とする。
- (2) 後部車室は2人掛けシート（座面スライド機構及び個別リクライニング機構付）と助手席側に補助席を設けること。
- (3) 後部左側に横向き3人掛けシートを跳ね上げ式で取付けること。
- (4) 各座席に保安基準に適合したシートベルト及びシートカバーを取り付けること。

8 電装品

- (1) バックアイカメラを背面のナンバープレート付近に取付け、キャビン内のカーナビゲーションシステムのモニターにバックギアと連動して表示させるものとする。
- (2) マップランプを助手席側ピラーに取付け、スイッチを設けること。
- (3) 標準装備以外の各スイッチ類には、使用用途がわかる表示をすること。
- (4) 車外の蓋付ACコンセントからバッテリーに電源を供給する車両充電装置を設け、専用ケーブルを附属すること。
- (5) 車両上部に次のものを取付けること。
 - ア 赤色警光灯（大阪サイレン製 NP-ML-VK2M-A1）
 - イ 通信アンテナ（更新車両からの転載）
 - ウ ルーフデッキ（幅1,300mm×長さ2,000mm程度）
- (6) 車両前面に次のものを取付けること。
 - ア 前面赤色点滅灯 2箇所（大阪サイレン製 LFA-100S）
 - イ ナンバー枠 樹脂製
 - ウ 消防章 直径約15cmクロームメッキ処理（裏板付）
（フロントグリル中央部に取付けること。）
- (7) 車両側面に次のものを取付けること。
 - ア 旗立（ステンレス製）

- イ 作業灯 左右各 2 箇所（大阪サイレン製 LIA-200）
- (8) 車両背面に次のものを取付けること。
- ア ハイマウントストップランプ
- イ コンセント 車両充電装置用マグネットコンセント（防水蓋付）
- ウ 赤色点滅灯兼作業灯 2 箇所（大阪サイレン製 LFIA-300）
- エ リヤラダー（脱着式可）
- (9) 後部車室に車室内を十分に照らすことができる室内灯を3箇所設けること。
- (10) 車両背面ハッチ部の車内側にLED式の作業灯を設けること。
なお、形状、取付位置（スイッチの位置含む）は別途協議するものとする。
- (11) 電子サイレンアンプ（デジタル式）を運転席側及び助手席側からでも操作できる位置に取付けること。
- (12) 後退警報器は、音声式とし運転席で操作できるスイッチを設けること。
- (13) DC - AC 正弦波インバーター（1,000w）を設け、車室内の使用しやすい位置にAC 100V出力コンセントを3箇所以上設けること。
なお、取付位置については、当本部が別途指示する。

9 資機材収納部

- (1) 運転席と助手席の間に収納ボックス（地図入れ等）を設けること。
- (2) 後部車室内の前部には、幅約900mm、奥行約360mm、高さ約700mmの折りたたみ机を設置すること。
- (3) 後部荷室の下部に鉄製の嵩上げ台を設け、後部ドアから、当本部所有指揮車のストレッチャー式指揮盤が載せられるようにすること。嵩上げ台の上部はフラットな構造とし、ロンリウム貼りとする。
- (4) 上記嵩上げ台の上面に脱着式レールを埋め込み、資機材、棚が固定できるようにすること。棚はアルミフレーム等を使用し、可動棚等により、資機材に応じて工具を使用せずに棚の高さを変更できるようにすること。
- (5) 各収納棚には必要により、固定バンド又はネット等を設けること。
- (6) 車室部天井に収納ネットを取付けること。取付位置は、当本部が別途指示する。
- (7) 後部荷室側面上部と荷室上部にマルチパイプを取付け、防火衣等が掛けられるようにすること。パイプにはS字フックを取付けること。
- (8) 本仕様書で記載のない箇所等、収納する有効スペースがある場合は、当本部の指示に従い収納部を施工すること。

10 その他

- (1) サイドミラーは、電動格納式とすること。
- (2) 各車輪の後部にマットガードを取付けること。
- (3) サイドバイザーを運転席及び助手席ドアに取付けること。
- (4) サンバイザーを運転席及び助手席に取付けること。
- (5) カーナビゲーション（TVチューナレス）を取付けること。
- (6) 消火器は、ABC粉末消火器6型以上を1本積載すること。

- (7) キャビンと後部車室の間に間仕切りカーテンを取付け、運転席の後部でまとめられるようにすること。
- (8) フロントフォグランプ（LED製）を取付けること。
- (9) 車両の後輪部分にスモールランプ連動のLED製後輪照射灯を取付けること。
- (10) 車室内に保安帽等が収納できる構造の物掛けフックを取付けること。（マグネット式）なお、取付け位置及び個数は当本部が別途指示する。
- (11) 本仕様書に指定したもの以外は、メーカー標準品が装備されていること。
- (12) 車輪止めを収納できる装置を設けること。
- (13) 取付品及び積載品は、車体の安定及び乗員の安全を十分考慮して固定等の工作をすること。
- (14) 取付品及び積載品の配置については、当本部の指示を受けること。
また、工作過程において変更の必要性があると当本部が認めた場合についても、指示に従い変更すること。
- (15) 積載品は、別表1に示す。
- (16) 附属品は、別表1に示す。
- (17) 取付品、積載品及び附属品のうち、同等品を選択するときは、質疑での同等品申請により、予め承認を得ること。

11 無線電話装置等

- (1) 無線機本体、AVM装置本体及び送受話器は支給品とし、既存車両から移設（移設工事を含む）すること。
- (2) 受注者は、当本部の指定業者と十分に協議を行った上で取付け、配線工事を行うこと。
- (3) 各無線装置等の取付け等にあっては、現場合わせの製作により当本部の担当職員と十分協議すること。取付けに要する配線工事費、関東総合通信局申請手数料等の諸経費は受注者負担とする。
- (4) ケーブル配線は、雑音防止策及び保護を十分考慮し、内張りを通す等、露出しない処置を施すこと。
- (5) 雑音対策として、ボンディングアース、コンデンサー、ノイズフィルター等を施工すること。
- (6) スピーカーは、キャブ内及び後部乗員室に取付けること。
なお、取付位置は当本部が別途指示する。

12 塗装等

- (1) 塗装は、車両メーカー指定工場等で実施すること。
- (2) 塗装は、車体を完全に防錆処理を実施し、プライマー、パテ、水研ぎ及びサフェーサーを行い、消防朱色にて3回以上吹き付けを実施する。
- (3) その他、特に指定のない部分は、原則として黒色塗装とすること。
- (4) 記入文字等は、次のとおりとすること。
車両には次の文字を丸ゴシック体で記入すること。

文字	部位	文字の大きさ(単位：mm)	色
戸田市消防本部 TODA FIRE DEPARTMENT	ボデー両側面	別途指示	白 (反射材)
戸田市消防本部 TODA FIRE DEPARTMENT	ボデー後面	別途指示	白
戸田警防 1	フロント(左側)	別途指示	白
戸田警防 1	前ドア下部両側面	別途指示	白
戸田警防	標識灯	別途指示	黒
戸警 1	ボデー上部	別途指示	白

(注1)文字の記入は左書きとする。

(注2)文字の大きさは打合せ後とする。

(注3)車両前部を除く3面に赤色反射テープを貼付すること。赤色反射テープの大きさ及び取付け位置については、当本部が別途指示する。

13 表示

表示は、次によること。

- (1) スイッチ類には、名称及び「入、切」または「ON、OFF」を表示すること。
- (2) 金属プレート、樹脂プレート等を用いる時は、耐久性に富む材質のものを使用すること。
- (3) 計器類には、名称を表示すること。ただし、当本部が承認した場合は、この限りではない。

第4章 補則

- 1 この仕様書及び承認図において変更あるいは不明な点が生じたときは、直ちに当本部に連絡のうえ、その指示を受けるものとする。なお、指示結果については書面(必要により写真を添付する)等を取り交わすこと。
- 2 この仕様書に明記されていない点は、原則メーカー公表の標準仕様とするが、事前に当本部に承諾を得ること。
- 3 この仕様書は概要を示すものであることから、この仕様書に記載のない事項であっても、指令車としての機能上、当然具備しなければならない事項は、これを充足すること。
- 4 旧指令2号車(大宮830ゆ119)は廃車車両であるため、登録廃車申請、代行費用等を含み車両を引き取ることとする。
引き取り後、速やかに「道路運送車両法」第15条第1項に基づく抹消登録を行い、証明書類及び写真を提出すること。また、表示文字等は全て消すこととし、解体した場合は解体証明書を提出すること。
- 5 車両ナンバーは「2601」とすること。

別表1 積載品及び附属品

番号	品名	備考	数量
1	自動車用消火器	A B C 粉末消火器 6 型	1
2	車輪止	ゴム製	2
3	予備ヒューズ	取付品の半数以上	1式
4	予備電球	取付品の半数以上	1式
5	タイヤチェーン	ゴム製	1式
6	予備キー	リモコンキー付	3
7	非常信号用具	フリッカー式懐中電灯、発炎筒、三角標識板	1式
8	マキタ充電式レシプロソー	J R 0 0 2 G R D X	1 式
9	脚立	120cmタイプ 4 段	1 式